



介護保険情報

【高額介護(予防)サービス費に係る激変緩和措置の終了】

高額介護サービス費は、介護サービスを利用する利用者の自己負担が重くなりすぎてしまうのを避けるため、月々の自己負担について上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限額を超えたときは超えた分が払い戻される制度です。

この制度は、平成29年8月、高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方としない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられました。

また、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通して負担額が増えないようにされました。(激変緩和措置:3年間)

今回は、この激変緩和措置として実施されていた年間上限額について令和2年7月31日で終了となります。よって、一般区分の世帯に係る自己負担額の1ヶ月の負担上限は44,400円となります。

1. 高額介護サービス費の対象となる費用

1ヶ月の間に利用したサービスの利用者負担額(サービス費用の1~3割)

* 福祉用具購入費・住宅改修費の利用負担分や、食費・居住費・日常生活費は含まれません。

2. 1ヶ月の利用者負担上限額(令和2年8月1日から)

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
【 現役並み所得相当 】 同一世帯内に課税所得が145万円以上ある65歳以上の人がいる場合	世帯 44,400円
【 一般世帯 】 同一世帯内に課税されている人がある場合	世帯 44,400円
【 市民税世帯非課税 】	世帯 24,600円
【 市民税世帯非課税 】 ・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
【 市民税世帯非課税 】 ・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

*1『課税所得とは』

収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。

*2『145万円以上とは』

この基準は、医療保険における70歳以上の高額療養費の限度額に係る基準と同様です。

*3『合計所得金額』とは、収入から公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、基礎控除・扶養控除等の控除をする前の所得金額です。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算します。

施設からのお願い

●住環境整備に関するお願い

入所様の個性や心身の状況、入所に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助できるよう心がけています。

利用者本位の生活づくりの取り組みの一環として、お部屋の環境作り（ご自宅のような暮らしの場）を行っています。この取組では、ご自宅で使用していた慣れ親しんだタンスやくし等の家具、生活用品をご持参していただき設置していきたいと考えておりますので、何かとご多忙とは存じますが趣意をご理解いただきご協力の程宜しくお願いいたします。

ご不明な点がございましたらどんなことでも気軽にユニット職員へお声をかけて下さい。

●清拭布のご寄付をお願いします。

日頃多くの皆様にご協力いただき感謝申し上げます。

清拭布は消耗品の為にすぐに少なくなってしまうのが現状です。

洗濯してある柔らかい布類（例えば、Tシャツやタオル類、布オムツ等々）でそのままで結構ですが、できたら三十センチ四方に裁断していただければ助かります。

尚、使用用途など、ご不明な点等がありましたら、職員までお問い合わせ下さい。

●面会に関するお願い

長期の面会制限に伴い、ご利用者様の体調や日常生活へのご家族様の皆様の不安等を少しでも解消していただきたく、ご利用者様とご家族様がふれあう機会としてスマートフォン、タブレット端末を使用したビデオ通話による面会を実施しています。ご希望される場合は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

≪ビデオ通話利用時間≫ 10:00-11:30 14:00-16:30

その他の面会については、2階バルコニーから窓越しで面会することも可能です。*この場合の面会時間は9:00から16:00頃までとなります。1階事務室で受付をお願い致します。

連絡先 ● 福寿荘きらきら

TEL 0556-22-7531 FAX 0556-20-1210

ご協力の程、宜しく申し上げます。

衣替えに関するお願い

衣替えの季節になりました。当施設では冷暖房を備えておりますが、夏季に向け利用者様の衣類の確認・入れ替えをお願い致します。

ご不明な点がございましたら、施設職員へ声を掛け下さい。

《編集後記》 新型コロナウイルス感染症については、県内でも散発的に確認されており、比較的落ち着いている様子はありますが、近隣の都道府県の発生状況を踏まえ今後も引き続き感染症対策を継続してしていきます。(1)

栄養だより

～夏を元気に過ごすために～

夏バテ対策の4つのポイント

①不足しがちな水分を意識的に補給する

（ビールなどのアルコールには利尿作用があり、脱水を引き起こします。また、ジュース類は当分の摂りすぎにつながる所以要注意です！）

②ビタミンB群を摂って、スタミナアップ

③バランスの良い食事を摂る

（食事の中にタンパク質が入っていること・出来るだけ多くの食材を使っていること・野菜も積極的に摂取）

④体を冷やしすぎない

体を温める食材を積極的にプラスする

（根菜類・生姜・ネギ・にら・ニンニクなど）



特養行事紹介

今年度の行事につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生予防の対策により、不特定多数の方との接触を避けるべく、外出行事の自粛や屋内においても各ユニットで実施することとしております。このような状況ではありますが、ご利用者様が施設での生活を楽しく有意義に過ごしていただきたく行事計画を見直しながら実施しております。

今月は、木のユニットで音楽レクレーションを行いました。音楽レクレーションでは、昔の馴染みがある音楽を特養の介護支援専門がオルガンを演奏し、曲に合わせてご利用者様と歌を唄ったり、楽器を使って一緒に演奏して、ご利用者様も知っている曲には口ずさむ姿も見られ楽しまれている様子が見られました。



7月の行事予定

特養施設

3日	理美容	21日	土用の丑メニュー
7日	七夕メニュー	26日	夏まつり（花コ・木コ）
16日	機能回復訓練	30日	夏まつり（鳥コ）
20日	理美容	26日	誕生会

*令和2年3月に発刊した4月号においてご案内致しました
令和2年度行事予定は新型コロナウイルス感染症に伴い予定を変更して実施しております。

デイサービス

土用の丑メニュー
15日～21日

*書道教室は新型コロナウイルスによる感染症対策における面会制限等により実施しません。